

旅客営業規則（昭和 62 年 4 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 3 号）の一部を次のように改正し、2026 年 10 月 1 日乗車となるものから施行します。

2025 年 11 月 20 日

現行	改正								
(前略)	(前略)								
(特別車両料金)	(特別車両料金)								
第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。	第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。								
(1) 特別車両料金(A)	(1) 特別車両料金(A)								
イ ロ及びハ以外の特別車両料金(A)	イ ロ及びハ以外の特別車両料金(A)								
(中略)	(中略)								
ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)	ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)								
(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)	(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)								
(中略)	(中略)								
(ホ) 特別急行列車TWILIGHT EXPRESS 瑞風号の個室に対して適用する特別車両料金(A)（1人当りの料金とする。）	(ホ) 特別急行列車TWILIGHT EXPRESS 瑞風号の個室に対して適用する特別車両料金(A)（1人当りの料金とする。）								
a ロイヤルシングル	a ロイヤルシングル								
<table><tr><td></td><td>1人用個室</td></tr><tr><td>料 金</td><td><u>137,500円</u></td></tr></table>		1人用個室	料 金	<u>137,500円</u>	<table><tr><td></td><td>1人用個室</td></tr><tr><td>料 金</td><td><u>171,000円</u></td></tr></table>		1人用個室	料 金	<u>171,000円</u>
	1人用個室								
料 金	<u>137,500円</u>								
	1人用個室								
料 金	<u>171,000円</u>								
b ロイヤルツイン	b ロイヤルツイン								
<table><tr><td></td><td>2人用個室</td></tr><tr><td>料 金</td><td><u>91,670円</u></td></tr></table>		2人用個室	料 金	<u>91,670円</u>	<table><tr><td></td><td>2人用個室</td></tr><tr><td>料 金</td><td><u>112,000円</u></td></tr></table>		2人用個室	料 金	<u>112,000円</u>
	2人用個室								
料 金	<u>91,670円</u>								
	2人用個室								
料 金	<u>112,000円</u>								
c ザ・スイート	c ザ・スイート								
<table><tr><td></td><td>2人用個室</td></tr><tr><td>料 金</td><td><u>366,670円</u></td></tr></table>		2人用個室	料 金	<u>366,670円</u>	<table><tr><td></td><td>2人用個室</td></tr><tr><td>料 金</td><td><u>423,000円</u></td></tr></table>		2人用個室	料 金	<u>423,000円</u>
	2人用個室								
料 金	<u>366,670円</u>								
	2人用個室								
料 金	<u>423,000円</u>								
d aに規定する個室に対して1名を超えて利用する場合、その超える人員（最大1名）ごとに <u>35,650円</u> とする。	d aに規定する個室に対して1名を超えて利用する場合、その超える人員（最大1名）ごとに <u>43,000円</u> とする。								
e cに規定する個室に対して2名を超えて利用する場合、その超える人員（最大2名）ごとに <u>95,740円</u> とする。	e cに規定する個室に対して2名を超えて利用する場合、その超える人員（最大2名）ごとに <u>106,000円</u> とする。								
(以下略)	(以下略)								